

第2回

なぜ注目？ ゼロからのインボイス制度

～経過措置・税制改正編～

札幌国税局消費税課長 住吉 浩人氏

前回(3月号掲載)は、インボイス制度に関する基本的な事項を中心に解説いたしました。
今回は、制度導入に当たり設けられた主な経過措置と、令和5年度税制改正法案に盛り込まれた主な小規模事業者向け激変緩和措置について解説いたします。

1. 経過措置

インボイス制度に関する経過措置は、以下の3つがあります。

① 免税事業者の登録申請手続に係る経過措置

免税事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、登録申請書のみを提出(本来は「消費税課税事業者選択届出書」の提出が必要)すれば登録を受けることができ、登録日から課税事業者となります。

② 簡易課税制度を選択する場合の届出書の提出時期の特例

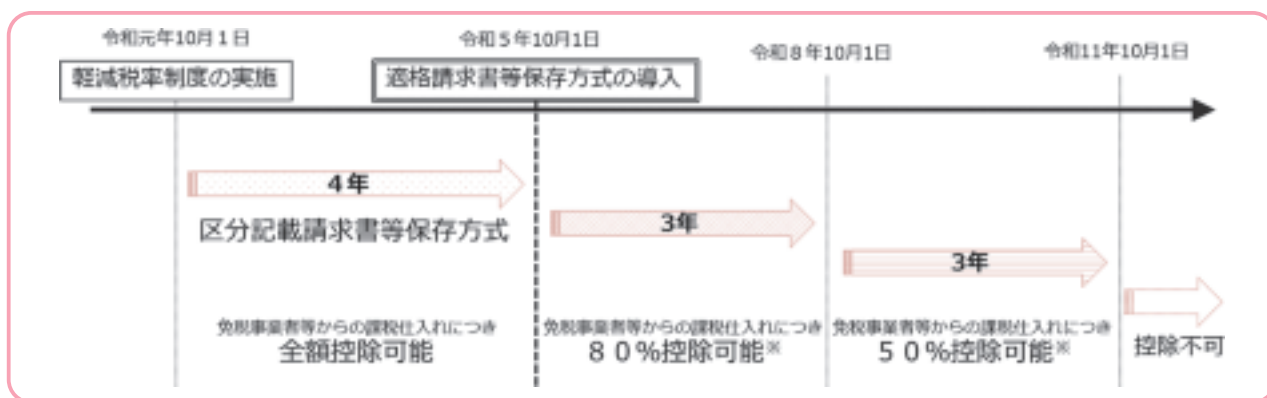
上記①の場合において、簡易課税制度を適用したい課税期間中(従来は期間開始前まで)に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用することができるものです。

③ 免税事業者等からの仕入に係る経過措置

インボイス制度のもとでは、インボイス発行事業者以外の者(消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者)からの課税仕入れについては、インボイスの交付を受けることができないため、消費税の計算において仕入税額控除を行うことができません。

ただし、インボイス制度開始から6年間は、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額控除できることとしています。

本措置の適用期間及び控除割合等は、次のとおりです。



2. 小規模事業者向けの激変緩和措置

次に、令和5年度の税制改正法案に盛り込まれたインボイス制度に係る税制上の措置のうち、特に小規模事業者の皆様に影響のある事項について解説いたします。

(1) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置(案)

小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、**売上税額の2割を納税額と**することができます！

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方（2年前（基準期間）の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方）

対象となる期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

これは資金面での負担軽減措置で、「2割特例」ともいいます。

この特例のポイントとしては次の2つがあります。

イ) 対象者については、「インボイス制度がなければ免税事業者だった方」が本措置の対象となりますので、課税事業者及び以前から課税事業者を選択していた免税事業者の方は適用できません。

ロ) 対象期間中に「基準期間の課税売上が1,000万円超である期間」がある場合には、インボイス制度の有無にかかわらず「課税業者に該当する期間」となりますので、その期間は本措置が適用できません。

また、本特例は簡易課税制度を選択している事業者も適用可能ですが、本措置は「どのような業種でも全売上に係る税額の2割が納付税額」となる取扱いのため、簡易課税制度適用の上で必要な「売上が事業ごとに区分する」という手間が不要になりますし、業種ごとのみなし仕入率が定められていた簡易課税制度と比べても、税負担の面からも有利になるケースが多く、メリットが大きい措置です。

なお、この特例の適用に当たっては、事前の届出等は不要であり、消費税の申告のつど選択し適用することとなります。

(2) 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（案）

中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って？

1万円未満の課税仕入れ（経費等）について、**インボイスの保存がなくても** 帳簿の保存のみで **仕入税額控除**ができるようになります！

対象になる方 2年前（基準期間）の課税売上が1億円以下または1年前の上半期（個人は1～6月）の課税売上が5千万円以下の方

対象となる期間 令和5年10月1日～令和11年9月30日



これは事務処理面での負担軽減措置で、「少額特例」ともいいます。

本措置は令和11年9月末までの6年間の時限措置であり、令和11年10月以降は、全ての課税仕入れについてインボイスの保存が必要となります。したがって、事業者の皆様におかれては、将来的に自社の経理処理や帳簿管理等をどのようにしていくか、この措置が適用されている間に検討し、整備する必要があります。

(3) 登録制度手続きの柔軟化

本来、令和5年10月1日からインボイス発行事業者として登録するためには、「登録申請書」を原則的な期限である令和5年3月31日までに所轄の税務署長あて提出する必要があり、仮に期限を徒過して提出された場合であっても、提出できなかったことについて「困難な理由」を申請書に記載すれば、令和5年10月1日からの登録が可能でした。

しかし、今般の税制改正法案に様々な小規模事業者向けの激変緩和措置がなされたこと、当該措置が法律として成立後に事業者が検討できる十分な時間を確保する必要があることから、制度運用上の配慮として、本年3月31日の申請期限を徒過して提出された申請書について「困難な理由」の記載がなくても、令和5年10月1日からの登録が可能となりました。

なお、実際に申請書を提出後、登録通知書がお手元に届くまでに一定の処理期間を要すること（処理期間の目安は国税庁HP「インボイス制度特設サイト」で確認できます）や、事業者における登録番号入手後の準備作業なども必要となりますので、登録を決められた場合には早めの申請手続きを行うようお願いいたします。

今回解説した激変緩和措置については、国会の審議を要する事項であり、この原稿を書いている時点ではまだ確定したものではありませんが、小規模事業者、特に免税事業者が登録の可否を判断する上で重要なポイントですので、現在、登録の判断に悩まれている事業者の皆様におかれては、これらの内容をよく検討の上、ご判断いただきたいと思います。

次回（5月号掲載予定）は、インボイス制度の実務上のポイントを中心に解説いたします。